

平成30年度 第3回西蒲警察署協議会議事概要

開催日時	平成30年12月11日（火）午後4時00分から午後5時40分まで		
開催場所	西蒲警察署 会議室		
出席者	委員 (定数8人)	丸山会長、高井副会長、石添委員、高橋委員 中原委員、長谷川委員、廣川委員、山上委員、 (会長、副会長以下50音順)	計8人
	警察	吉田署長、渋谷副署長、青木警務課長、 刃物会計課長、清野生活安全課長、伊藤地域課長、 梅川刑事課長、佐藤交通課長、警備課長	計9人

管内の治安情勢

署長から、平成30年11月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 特殊詐欺被害防止対策の推進

(1) 11月末現在の状況等

- 11月末現在6件発生し、被害額は778万円
- 発生件数は、前年同期比+3件、被害額は前年同期比+472万円
- 被害種別は、架空請求が5件、融資保証金詐欺が1件

(2) 被害防止対策

ア 広報啓発活動の継続実施

金融機関や駅における広報啓発活動、防犯指導所を設置しての広報啓発活動、高齢者世帯訪問による注意喚起を推進した。

地域の茶の間において、地元の人形劇団と協働して特殊詐欺被害防止講話を実施した。

イ 金融機関やコンビニエンスストアと連携した水際対策の推進

金融機関において、特殊詐欺の被害現状について講話するとともに、水際対策について協力依頼した。

西蒲地区金融機関防犯連絡協議会における研修会では、県本部安全安心推進補佐が「特殊詐欺の現状と対策」について講話、水際対策について協力依頼し

た。

金融機関、コンビニエンスストアに対し、県本部が作成した「特殊詐欺被害防止だより」を配布して、特殊詐欺の現状を周知してもらい水際対策について協力依頼した。

- ウ 捜査の過程で押収した名簿を活用した被害予防対策の推進
名簿登載者に対する電話や訪問による防犯指導を継続推進中
(8月から11月までの間、224名のリスト配信を受けた。)

2 交通死亡事故抑止対策の推進

(1) 高齢者の交通事故防止対策

- 西蒲区役所、西蒲地区交通安全協会と連携し、各地区において交通事故防止及び特殊詐欺被害防止の呼びかけを中心とした交通指導所を開設した。
- 本部交通企画課及び新潟大学学生（交通安全サポーター）と連携し、弥彦村役場において体験型の交通安全教室を開催した。
- エフエム角田山コミュニティ放送（株）と連携し、高齢者交通事故防止運動の周知を図るための広報を実施した。
- 西蒲区役所、西蒲地区交通安全協会及びすわ保育園と連携し、スーパーにおいて、高齢の買い物客を対象とした交通事故防止及び特殊詐欺被害防止広報を実施した。

(2) 反射材の活用

- 西蒲区役所、西蒲地区交通安全協会と連携し、交通事故多発地区における高齢者世帯等に対する訪問型による交通事故防止及び特殊詐欺被害防止広報を実施した。
- 西蒲区役所、西蒲地区交通安全協会と連携し、靴店に来店した高齢の靴購入者に対する反射材の貼付依頼を実施した。

(3) 交通指導取締りの強化

- 交差点取締りの強化
交差点事故の割合が高いため、信号無視や一時不停止等の交差点関連違反の取締りを強化した。
- 携帯電話、シートベルト・チャイルドシート違反の取締り強化
幹線道路を中心に、携帯電話やシートベルト・チャイルドシート違反の取締りを強化した。
- 夜間検問の実施
旧巻地区を中心に飲酒運転等の悪質違反を検挙するため、夜間検問を実施した。
- 赤ランプ広報の実施
夕暮れ時間帯にパトカーによる赤ランプ広報を、幹線道路を中心に実施した。

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 年末における住民の安全安心確保活動の推進

- (1) 警察官、パトカーによる街頭活動の強化
飲酒運転の取締り、飲酒運転防止・犯罪抑止を目的とした飲食店訪問、県下一斉特別警戒の実施
- (2) 金融機関、コンビニエンスストア等に対する警戒活動の強化
強盗被害の防止対策として、金融機関、コンビニエンスストアに対する立ち寄り警戒を強化
- (3) 特殊詐欺被害防止活動の継続した推進
金融機関やコンビニエンスストアと連携した水際対策の推進、各種会合等における特殊詐欺被害防止講話を推進
- (4) 彌彦神社二年参り及び初詣の雑踏警備諸対策の実施
署長以下全署員体制で、雑踏事故防止、円滑な交通の確保を図る。

2 冬期間における交通事故防止対策の推進

- (1) スリップ等の冬型事故の防止対策
 - ア パトカーによる赤ランプ広報の実施
 - イ 自治体等と連携した交通安全教育の推進
- (2) 飲酒運転の根絶
 - ア 飲食店等に対する飲酒運転を根絶するための広報
 - イ 飲酒運転をはじめとする悪質交通違反の取締り強化

諮問に対する意見・質疑及び要望等（○は署長等の説明）

1 最近テレビなどでも話題になっている、いわゆる「あおり運転」についてお聞きしたい。あおり運転の被害に遭った場合、ドライブレコーダーの映像がなければ取締りはできないのか。また、同乗者の証言があった場合はどうか。

- 「あおり運転」についての通報や相談は、最近多くなっております。
相手方の特定が出来た場合は、その状況等を確認した上で注意指導することができますが、特定は中々難しいのが現状です。
「あおり運転」は、そのものが極めて危険な行為であり、一時的には道路交通法違反となりますが、暴行や傷害などに発展する場合があります、警察としても取締りに力を入れています。
万が一、「あおり運転」の被害に遭った場合は、その場から110番通報していただき、出来るだけ安全な場所に避難していただきたいと思います。また、駐車場などに避難後もしつこく付いて来た場合は、110番通報と同時にドアロックして、決して外へ出ないようにしていただきたいと思います。

2 タバコを吸いながら後ろから近づいてきて、威嚇してくる危険な運転者も居る。

- そういった場合は、相手にせず、待避して先に行かせるのが得策と思います。
煽られて止められたら、迷わず110番通報していただき、安全な場所へ避難していただきたいと思います。

安全第一ですので、相手を刺激することなく身を守っていただきたいと思います。

3 110番はどこへ架かっているのか。

110番している間に逃げられてしまうのではないか。

○ 110番は警察本部の通信指令室に架かります。

110場通報していただいている間に、署へ指令が来ますので、直ちにパトカーが現場へ急行致します。

緊急の場合は、110番通報していただくのが一番早いので、緊急時には、どうぞ適切にご利用いただきたいと思います。

4 夜間の前照灯の点灯方法について伺いたい。

高速道路では、常に上向き（ハイビーム）の状態が良いか。

もちろん、対面通行の高速道路では対向車がまぶしくて迷惑になると思うが、複数の車線があって走行車線を走っている場合は上向きの方が遠くまで見えて安全だと思うが、如何か。

○ 夜間走行する場合の前照灯は、上向き（走行用前照灯）に点灯していただくのが原則です。ただし、前車がある場合や対向車と行き違う場合は、前照灯は下向き（すれ違い用前照灯）にしていただくことが法令により定められています。

車線の数や交通量、道路状況などにより、その都度判断していただき、こまめに切り替えていただきたいと思います。

5 弥彦にある大鳥居の交差点の歩道上で、プラカードなどを持って立っている人達をたまに見掛ける。この人達は、黙ってプラカードなどを通行する車や人に向けて立っただけだが、そこが通学路になっており、通行の妨げになっている。許可をとっているのかどうか分からないが、注意できないか。

○ その状態を確認していませんので確実なお答えは出来ませんが、一般論として、歩道は誰でも通ることの出来る場所ですので、その場で黙って立っただけの状態であれば許可は必要ないと思います。ただし、他の交通の妨げになっているという状態であれば、当然、注意・指導の対象となることはもちろん、許可の対象にもなります。

そのような状態を見掛けた場合は、ご連絡いただき、確認させていただきたいと思います。

答申

西蒲警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり各種施策を積極的に推進するよう答申した。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があ

り、了承した。

拉致に関する情報提供について

警備課長から、北朝鮮による拉致容疑事案の説明と拉致に関する情報提供について説明を受けた。また、不審船（木造船）の漂着状況と不審船を発見した場合の対応について説明を受けた。

平成30年県民の安全意識調査結果について

警務課長から、平成30年7月から8月にかけて実施された「県民の安全意識調査」の結果について説明を受けた。

【平成30年度第3回西蒲警察署協議会の開催状況】

